

# 都 税 だ よ り

## 災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

### <減免する場合>

床上浸水（不動産取得税を除く）、崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

### <減免の対象となる都税>

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など

※固定資産税・都市計画税、個人事業税については、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。

### <減免を受けるための手続き>

減免を受けるためには、納期限までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「り災証明書」

など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。



被災により、都税を一度に納めることができない場合には、納税を猶予する制度もあります。

なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

詳しくは、中野都税事務所までお問い合わせください。03-3386-1111(代表)

# 中 野 区 だ よ り

## 中野区観光協会



~~~~~ 7月29・30日開催 “中野サバイバル親子キャンプ” ~~~~~



~~~~~ 9月2日開催 アンテナストリート “PARK PARTY” ~~~~~

### 中野区観光大使

|      |      |       |
|------|------|-------|
|      |      |       |
| 神田山崎 | 田中理子 | 青山よしと |
|      |      |       |
| 田中理子 | 田中理子 | 田中理子  |
|      |      |       |
| 田中理子 | 田中理子 | 田中理子  |

## NAKANO+ 特定非営利活動法人 中野コンテンツネットワーク協会 (ナカノプラプラ) からのお知らせ

### ～文化の秋、芸術の秋、中野の秋～

人と人をつなげ、伝統・文化の街「中野」を世界に発信するナカノプラプラ。

中野の秋は、いろいろな催しで盛りだくさん。

10月7日、8日、にぎわいフェスタでは、明治・東京平成一早稲田、および近隣の学生らによる合同文化祭「僕らのナカノ祭」を昨年に引き続き支援いたしました。

一昨年秋の合同イベント（中野文化祭）の企画としてスタートした「プラプラチャンネル」。

昨年から学校法人東京テクニカルカレッジ（東中野）のテラカフェのスペースをお借りし、毎月第一金曜の定例イベントとして開催してきました。

毎回多彩なゲストをお迎えして、コンテンツ、アート、ミュージックの魅力的な配信を行っています。

他にもICT・コンテンツに関わる様々な文化イベントを後押しするナカノプラプラ。引き続きご注目ください。



中野区グローバル戦略推進協議会の基幹団体のひとつ、中野区産業振興推進機構は、中野法人会も会員である特定非営利活動法人中野コンテンツネットワーク協会と、他3社により運営されています。